

第5 沖縄県中小企業機械類貸与資金貸付金

1 概要

(1) 一覧表

貸付金名	沖縄県中小企業機械類貸与資金貸付金					
担当部署名（部及び課）	商工労働部中小企業支援課					
貸付開始年度	昭和58年度					
根拠規定（法律，条例，要綱等）	沖縄県中小企業の振興に関する条例、沖縄県中小企業機械類貸与資金貸付規程、沖縄県中小企業機械類貸与事業実施基準、機械類貸与事業実施要綱					
マニュアル，手引き等	上記貸付規程、実施要綱、実施基準。					
貸付金の目的	中小企業者の設備近代化・経営安定化・振興					
貸付対象	(公財)沖縄県産業振興公社（以下「公社」）					
財源（県，国，その他のいずれか）	県のみ					
貸付の方法（県が直接貸すのか，金融機関や他の団体等を通じて貸すのか）	県から公社へ原資貸付、公社が中小企業者・組合へ機械類の割賦販売やリースを行う。					
前項において金融機関や他の団体等を通じて貸す場合の県の債権管理方法	四半期毎に支払状況報告、年度毎に実績報告を県に提出。事故が生じた場合は速やかに県に事故報告書を提出し、事故後にも四半期毎に過年度を含めて状況報告を県に行う。					
当該貸付が単年度貸付であるか否か	否					
過去の内部監査等の指摘事項の有無及び内容	公社に対して、審査体制の充実・回収方法の強化を図る必要があるとの指摘があった。 →（措置状況）公社において沖縄振興開発金融公庫や沖縄県信用保証協会からの信用情報の活用強化や事後フォローの強化を行っている。					
貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数	1名					
広報の有無及び内容	金利・貸付期間等の貸付条件（別添参照のこと） 県において、下記公社へのリンクを掲載している。 http://okinawa-ric.jp/news/information/73.php					
債権管理業務に関する個別研修の有無	今年度担当において、中小企業基盤整備機構主催の支援機関・金融機関向け研修に参加。					
貸付の条件	公社が行う中小企業機械類貸付事業に必要な資金を貸し付ける。					
利息の有無	有					
利息の利率（年）	1%以内で知事が定める					
遅延損害金規定の有無	有					
遅延損害金の利率	10.75%					
保証人の要否	否					
物的担保の要否	否					
担保価値の把握方法	—					
償還方法（ex1年据置半年賦償還）	原則1年以上2年以内据置き元金均等年賦償還（11年以内）					
償還猶予規定の有無	無					
償還免除規定の有無	有					
期限の利益喪失規定の有無	有					
貸付金の貸付実績及び回収状況等	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
予算額（円）	500,000,000	444,100,000	350,000,000	260,000,000	230,000,000	
申請件数（件）	1	1	1	1	1	
貸付実績	貸付金額（円）	346,810,000	444,100,000	327,330,000	241,170,000	77,570,000
	貸付件数（件）	1	2	1	1	1
回収すべき金額（当年度分）A	460,888,000	454,002,000	370,286,000	442,685,000	317,106,000	
回収済み金額（当年度分）B	460,888,000	454,002,000	370,286,000	442,685,000	317,106,000	
回収すべき金額（過年度分）C	0	0	0	0	0	
回収済み金額（過年度分）D	0	0	0	0	0	
回収率（B+D）／（A+C）	100%	100%	100%	100%	100%	
総貸付残高（円）	1,955,831,000	1,945,929,000	1,902,973,000	1,701,458,000	1,461,922,000	
総貸付件数（件）	14	12	12	11	11	
不納欠損額（円）	0	0	0	0	0	
不納欠損件数（件）	0	0	0	0	0	
債権放棄（円）	0	0	0	0	0	
債権放棄（件）	0	0	0	0	0	
免除額（円）	0	0	0	0	0	
免除件数（件）	0	0	0	0	0	

(2) 本貸付金の概要

中小企業機械類貸与資金貸付金（以下「本貸付金」という。）は、公益財団法人沖縄県産業振興公社（以下「公社」という。）に対して、公社が行う中小企業機械類貸与事業（公社が中小企業者が必要とする機械類を購入し、中小企業者に対して割賦販売又はリースを行うもの、以下「機械類貸与事業」という。）に必要な資金を貸し付けることにより、中小企業者の設備の近代化を図り、経営の安定に資することを目的としている。

なお、平成 26 年度で新規貸付を終えた小規模企業者等設備貸与資金貸付金は、小規模企業者等設備貸与事業（公社が、小規模企業者等が必要とする設備を購入し、小規模企業者等に対して割賦販売等を行うもの）に必要な資金を貸し付けることにより、小規模企業者等の経営基盤の強化等を図ることを目的としており、本貸付金とかなり目的が以通っていた。小規模企業者等設備貸与事業は、全国一律の制度であり、中小企業庁から毎年度貸与の方法、貸与の対象者、貸与設備等について詳細な通知がある等制約もあったため、昭和 58 年度に県独自の補完制度として、機械類貸与事業を創設している。

本貸付金の貸付事業は現在も行われており、平成 28 年度末の貸付残高は 14 億 6,192 万 2,000 円である。

(3) 根拠規定

機械類貸与事業の根拠規定は、昭和 58 年に制定された沖縄県中小企業機械類貸与資金貸付規程（以下「本規程」という。）及び沖縄県中小企業機械類貸与事業実施基準（以下「本実施基準」という。）である。

(4) 目的

公社に対し、公社が行う機械類貸与事業に必要な資金を貸し付けることにより、中小企業者の設備の近代化を図り、もって経営の安定に資することを目的としている（本規程第 1 条）。

(5) 貸付対象

貸付対象は公社である（本規程第 1 条）。

(6) 財源

本貸付金の財源は全て県からである。

(7) 貸付の方法

県が公社に対して原資を貸し付け、公社が中小企業者に対して、機械類の割賦販売又はリースを行う。

(8) 機械類貸与事業の流れ

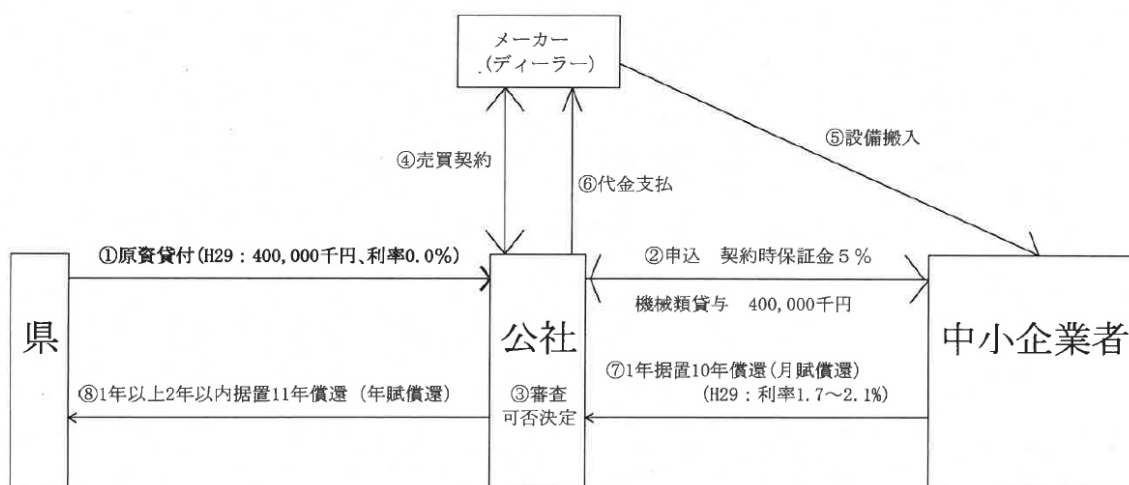
詳しくは、下記「機械類貸与制度 資金の流れ」図のとおりである。

①県が、公社に対して、原資を貸し付ける。

②中小企業者が、公社に対して、機械類貸与の申し込みを行う。

- ③公社が審査をし、機械類貸与の可否を決定する。
- ④公社が、メーカー（ディーラー）との間で、売買契約を締結する。
- ⑤メーカー（ディーラー）が、中小企業者のところに設備を搬入する。
- ⑥公社が、メーカー（ディーラー）に対して、代金を支払う。
- ⑦中小企業者が、公社に対して、代金を1年以内据置き10年以内の年賦又は半年賦で償還する。

機械類貸与制度 資金の流れ



(9) 県の債権管理方法

本貸付金については、中小企業者に直接貸し付けるのは公社であるため、県は公社に対し、4半期ごとの貸付金支払状況報告書提出を義務付けている（本規程第11条）。

県は公社に対し、会計年度ごとの実績報告書提出を義務付けている（本規程第12条）。

公社は、貸与機械等について事故が生じたときは、速やかに事故報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない（本規程第13条）。

(10) 当該貸付が単年度貸付であるか否か 否

(11) 過去の内部監査等の指摘の有無及び内容

平成11年度包括外部監査「財政的援助団体等の債権管理及び効率的な資金調達、運用等について」において、公社には、機械類貸与事業・設備貸与事業の契約締結前に貸与先の実態把握を正確に行うなどの慎重な対応が望まれる。県には、損失補償の事実を十分に認識し、審査体制の充実、回収方法の強化を図る必要があるとの指摘ないし意見が付された。

これに対し、県として公庫や保証協会からの信用情報の強化や事後フォローの強化を行っているとの措置が講じられ、平成22年度の包括外部監査「過去の包括外部監査の措置状況」において、措置がなされたと言えるとの評価がなされている。

(12) 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数 1名

(13) 広報の有無及び内容

公社において、下記パンフレットを作成し、ホームページに掲載するなどの広報を行っている。県は、当該公社のホームページのURLを、県ホームページ中の「沖縄県内の主な中小企業支援策メニュー」「沖縄県の融資制度」→「設備導入支援」の部分に掲載するなどして広報を行っている。

割賦・リース制度のご案内

機械類貸与制度

1.9%

年利率 (基準金利)

固定金利 1年据置き 無担保

主な特徴

- 1 金利は1.7%～2.1%です!**
※割賦販売の場合、
制度の利用実績や財務状況等により、金利が決まります(基準金利1.9%)
また、固定金利となりますので、返済計画が立てやすくなります。
- 2 元金据置をご利用できます!**
※割賦販売の場合、
申込企業の資金繰り状況に合わせて、据置期間は1年・6ヶ月・0ヶ月(据置なし)から選択できます。
- 3 不動産担保・信用保証協会の保証は不要です!**
※貸与する機械が担保となります。
※ただし、審査委員会の結果によっては、不動産等の担保を求める場合があります。
- 4 貸与期間は10年以内です!**
※申込機械の耐用年数に応じて短くなる場合があります。
貸与期間が10年以内の長期となりますので、耐用年数が高い機械導入に対して、毎月の支払い負担額が軽減されます。

対象となる機械等設備は、様々です。個別にお問い合わせください。



—お気軽にお問い合わせください— Tel: **098-859-6237**

公益財団法人沖縄県産業振興公社 経営支援部 経営支援課 (機械類貸与事業担当)
〒901-0152 沖縄県那覇市小樽1831番地1 沖縄県産業支援センター4階 E-mail: ks@okinawa-ric.or.jp

(14) 債権管理業務に関する個別研修の有無

平成 29 年度に担当者が中小企業基盤整備機構主催の支援機関・金融機関向け研修に参加した。

2 本貸付金の内容

(1) 貸付の条件

貸付の条件は、公社が行う中小企業機械類貸与事業に必要な資金であることとされている（本規程第 1 条）。

(2) 利息の有無及び内容

本規程第 3 条において、無利息の場合も有利息の場合もあることが定められている。

本規程第 3 条 第 1 条の規定による貸付金（以下「貸付金」という。）の貸付けの条件は、次のとおりとする。

(1) 貸付利率 年 1 パーセントを超えない範囲内で知事が別に定める率

実態としては、金融市場が高金利の際は利息を付していたときもあるが、現在は無利子である。

(3) 遅延損害金規定の有無及び内容

県と公社との間で締結されている金銭消費貸借契約書において、公社が債務の履行期限を遅滞したときは、延滞額につき年 10.75%の割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数に応じた違約金を支払わなければならないとされている。

(4) 保証人の要否 否

(5) 物的担保の要否及び担保価値の把握方法 否

(6) 償還方法

原則 1 年以上 2 年以内据置き後に 11 年以内の元金均等年賦償還である（本規程第 3 条第 2 ・ 3 号）。

(7) 償還猶予規定の有無及び内容 無

(8) 償還免除規定の有無及び内容

災害その他公社から機械類の貸与を受けた者の責めに帰すことができない理由により機械類が滅失したと認めたときは、貸付金の全部又は一部の償還を免除することができる（本規程第 10 条）。

(9) 期限の利益喪失規定の有無及び内容

公社が本規程の規定に違反したとき、虚偽の報告をしたとき、その他不正の手段により貸付金の支払を受けたときには、貸付けの決定の全部又は一部を取り消し、既に貸付金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を求めることができる。（本規程第 9 条）。

3 公社と中小企業者との契約内容

本貸付金は、県が公社に対して原資を貸し付け、公社が中小企業者に対して貸し付けるものであるため、公社と中小企業者との契約内容について述べる。契約内容について定めているのは、本実施基準である。

(1) 機械類貸与の方法

機械類貸与の方法は、貸与に係る機械類の所有権が、賦払貸与料の全部の支払義務が履行される時までは、公社に留保される割賦販売による（本実施基準1）。

(2) 機械類貸与の対象者

機械類貸与の対象者は、貸与の対象とすることが適当であり、その業種業態、経営状況からみて発展性があると認められ、かつ、次の要件を備えている個人又は法人とする（本実施基準2）。

ア 別表に掲げる業種に属す企業であること。

別 表

対象業種

業 種 区 分
製 造 業
建 設 業
鉱 業
運 輸 ・ 通 信 業
卸 売 ・ 小 売 業、 飲 食 店
サ ー ビ ス 業

本制度の対象とならない企業

- ・ 農 業（蚕種製造業を除く）
- ・ 林 業（木炭製造業を除く）
- ・ 漁 業（養殖から加工まで一環作業として行っている真珠養殖業を除く）
- ・ 畜産業（人工ふ卵設備を有する鶏卵ふ化業を除く）
- ・ 狩猟業
- ・ 風俗営業の許可を受けている飲食業
- ・ 金融業、証券業、保険業
- ・ 不動産のうち、代理業、仲介業、土地売買業
- ・ 火葬埋葬業
- ・ 遊興娯楽劇場（置家、待合、ダンスホール、球劇場、劇場、寄席、軽業、曲乗等）
- ・ 医療保険業のうち、助産婦、看護婦業
- ・ 法務、教育、宗教、公務等を目的とする非営利団体（医療法人を除く）
- ・ 取扱業種以外の自由業（著述家、美術家、作曲家、茶道生花教授所、個人塾等）

（業種区は日本標準産業分類による）

イ 中小企業基本法第2条第1項で定める中小企業者であること。

中小企業基本法第2条第1項で定める中小企業者は、次の図のとおりである。

業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

(中小企業庁ホームページFAQ「中小企業の定義について」)

ウ その者の発行済株式の総数、出資口数の総数若しくは出資価額の総額の2分の1以上に相当する数又は、額の株式若しくは出資を中小企業者以外の事業者が単独に所有するものではないこと。

エ 機械類の管理を適切に行っていること。

オ 県内に事務所又は事業所を有し、事業を継続して1年以上行っていること。ただし、次の者はこの限りでない。

(ア) 県の創業者支援資金の貸付決定を受けた者

(イ) 商工会等の6ヶ月程度以上の経営指導を受けた創業者

(ロ) 特別自由貿易地域等に進出する者

(ハ) その他、県の施策と連動し事業を開始しようとする者

カ 前年度における県税(事業税)を滞納していない企業であること。

(3) 貸与機械類

貸与する機械類は、単純な更新とならないものであって、かつ、新鋭機械類で設置が当該年度中に完了するものとする。また、一企業に貸与する機械類の価額の合計額は、300万円以上8000万円以下とし、8000万円を超える場合には、超える部分を前納させる(本実施基準3)。

(4) 機械類貸与料

機械類貸与代金の総額は、機械類購入価格(機械類価額)に機械類損料の合計額を加えた額であり、機械類価額は、機械類の引き渡しの日から1年を経過した日以降を第1回とし以後半年賦又は月賦の方法で徴収する(本実施基準第4(1))。

(5) 機械類損料

機械類損料は、機械類価額の賦払価額から賦払済相当額を控除した額に別に定める年利率を乗じて得た金額であり、機械類の引き渡しの日を第1回とし、以後各賦払期間の最終において徴収する（本実施基準4（2））。機械類損料の料率は、沖縄県知事が適当と認める率（基準機械類割賦損料率）を基準として定めるとされている（公益財団法人沖縄県産業振興公社機械類貸与事業実施要綱第6条第3項）。料率は、平成24年度2.5%、平成25・26年度2.3%、平成27年度から変動制になって基準金利が2.3%、平成28年度が2.3%、平成平成29年度が1.9%（1.7～2.1%）とされている。

(6) 機械類貸与期間

機械類貸与期間は、原則として10年以内である（本実施基準4（3）ア）。

(7) 保証金

機械類貸与契約が締結された際に、貸与機械類の購入価格の10分の1に相当する額以内の額を保証金として徴収し、貸与を受けた者の責に帰すべき事由により公社が受けた損害に充てる（本実施基準4（4））。

(8) 保証人及び物的担保の要否

原則として連帯保証人を立てさせる。必要に応じて担保を徴求する（本実施基準4（5））。

(9) 損害保険の付保

機械類貸与を受けた者は、付保しなければならない。被保険者は公社又は貸与を受けた者とし、被保険者が貸与を受けた者であるときは、その損害保険契約書を公社に質入れする（本実施基準4（6））。

(10) 固定資産税の負担等

機械類貸与を受けた者は、機械類の固定資産税の申告及び税負担をする（本実施基準4（7））。

(11) 機械類貸与を受けた者のその他の義務

機械類貸与を受けた者は、機械類を改造するときは公社の承認を受けなければならない、年1回利用状況を公社に対して報告しなければならない、災害その他やむを得ない理由につき公社の承認を受けた場合でなければ契約を解除することができない、機械類を返還する場合には機械類の性能について原状回復の責任を負う（本実施基準4（8））。

(12) 期限前支払等

公社は、機械類貸与を受ける者に対し、未済賦払貸与料の合計額の全部若しくは一部の期限前の支払若しくは違約金の支払の請求又は機械類貸与契約の解除ができる（本実施基準4（9））。

(13) 損害賠償の予約

公社は、機械類貸与を受けた者が契約条件に違反し契約が解除された場合その他機械類貸与を受けた者の責に帰すべき事由により契約が解除された場合には、一定の損害賠償額を予定する（本実施基準4（10））。

(14) 機械類貸与を受けた者に対する指導等

公社は、機械類貸与を受けた者に対し、機械類が適正かつ効率的に使用されるよう適切な指導を行い、また公社はそのために適切な措置を講じなければならない。機械類を効率的に使用していない者に対しては、機械類の利用の促進を図るために、受注あっせん制度等を利用できるよう適切な指導を行う（本実施基準6）。

(15) 知事に対する届出等

公社は、機械類が滅失したときは知事に届け出て指示を受ける。公社は、契約を解除するとき又は期限前支払等の処分をするときはあらかじめ知事に通知する（本実施基準第7項）。

4 本貸付金の貸付実績及び回収状況等

(1) 一覧表

貸付金の貸付実績及び回収状況等		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額（円）		500,000,000	444,100,000	350,000,000	260,000,000	230,000,000
申請件数（件）		1	1	1	1	1
貸付実績	貸付金額（円）	346,810,000	444,100,000	327,330,000	241,170,000	77,570,000
	貸付件数（件）	1	2	1	1	1
回収すべき金額（当年度分）A		460,888,000	454,002,000	370,286,000	442,685,000	317,106,000
回収済み金額（当年度分）B		460,888,000	454,002,000	370,286,000	442,685,000	317,106,000
回収すべき金額（過年度分）C		0	0	0	0	0
回収済み金額（過年度分）D		0	0	0	0	0
回収率（B+D）／（A+C）		100%	100%	100%	100%	100%
総貸付残高（円）		1,955,831,000	1,945,929,000	1,902,973,000	1,701,458,000	1,461,922,000
総貸付件数（件）		14	12	12	11	11
不納欠損額（円）		0	0	0	0	0
不納欠損件数（件）		0	0	0	0	0
債権放棄（円）		0	0	0	0	0
債権放棄（件）		0	0	0	0	0
免除額（円）		0	0	0	0	0
免除件数（件）		0	0	0	0	0

(2) 予算額

予算額は、平成24年度5億円、平成25年度4億4410万円、平成26年度3億5000万円、平成27年度2億6000万円、平成28年度2億3000万円であり、ここ5年度は2～5億円の予算額となっている。

(3) 貸付実績

県の公社に対する貸付実績は、平成24年度3億4681万円、平成25年度4億4410万円、平成26年度3億2733万円、平成27年度2億4117万円、平成28年度7757万円である。貸付件数は県の公社に対する貸付の件数であるため、原則1件となるが、平成25年度は2回に分けて貸し付けたため2件となっている。

公社から中小企業者に対する貸付は、年10～20件程度、1件当たりの金額は1000～2000万円が多い。

なお、本貸付金の貸付事業が開始した昭和58年度から、平成28年度までの貸付実績（金額）は次のとおりである。



(貸付実績額：千円)

平成20年9月15日にアメリカ合衆国の投資銀行であるリーマン・ブラザーズ・ホールディングスが経営破綻したこと端を発して、連鎖的に世界的金融危機が生じた、いわゆるリーマン・ショックの影響を受けた平成21年度に貸付実績額が大きく落ち込んでいる。また、平成28年度の貸付実績額が落ち込んでいる要因としては、民間金融機関の貸出利率の低下に対する対応が遅れたことが要因と思われるところ、既述のとおり、平成29年度からは料率を下げている。料率は、平成24年度2.5%、平成25・26年度2.3%、平成27年度から変動制になって基準金利が2.3%、平成28年度が2.3%、平成平成29年度が1.9%（1.7～2.1%）である。上記のとおり大きく落ち込んでいる年度を除くと、おおむね毎年度2億円から4億円程度の貸付実績がある。

(4) 回収すべき金額及び回収率

平成24年度から28年度において、県の公社からの回収率は100%である。ただ実際には、公社は中小企業者から全て回収できているわけではなく、回収できなかった金額の一部については、県が損失補償を行っている。この点については後述する。

(5) 不納欠損額及び不納欠損件数 無

(6) 債権放棄額及び債権放棄件数 無

(7) 免除額及び免除件数 無

5 事故がある場合

(1) 事故の届出

中小企業者から公社に対して、履行期限までに弁済されないなどの事故が生じたときは、公社は県に対して速やかに事故報告書を提出する義務がある。

(2) 弁済が遅滞した場合

中小企業者の弁済が遅滞した場合に、公社が県に対して提出している「未収企業状況調査票」を見ると、貸与額、未収残高、現在回収額等の延滞状況、企業の概要、2期分の貸借対照表及び損益計算書の比較、遅延の主要因、今後の回収方針等詳細に記載されている。単に貸付を行うだけでなく、常日頃から公社が中小企業者に対して業務支援を行っていることが伺える。

(3) 中小企業者との契約を解除した場合

公社が、中小企業者との間の契約を解除するときは、あらかじめ知事に通知することとされている（本実施基準7（2））。契約解除についての通知には、契約解除理由、損害賠償額（割賦償還金、割賦損料、違約金等）、契約解除年月日及び今後の方針（連帯保証人に対して請求を行う等）が記載されている。

(4) 損失補償契約

本貸付金については、機械類貸与の対象である中小企業者が経済状況等の変動により回収不能となる可能性があること、1件あたりの限度額が8000万円と多額であり、回収不能となった場合の損失額も多額に上ることとなる。回収不能となった場合は、公社はうち5%については貸与先からの保証金を充当できるが、残り95%について公社が負担するとなると公社の経営基盤を危うくするおそれがある。そのため、県が損失の一部を補償することで、事業の円滑な執行を促し、中小企業者の設備の近代化を図ることとしている。

そのため、公社の中小企業者に対する貸付金について未収が生じた場合については、あらかじめ県と公社との間で損失補償契約を締結しており、その契約によって処理されることとなる。損失補償契約の概要は次のとおりである。

ア 損失補償期間

県は、県から貸与機械類の購入資金の貸付けを受けて機械類貸与事業を行ったことにより、貸付年度終了後9年度以内に公社が受ける損失について、限度額の範囲内で補償する。損失補償期間については、平成28年度までは貸与期間が最大7年、損失補償期間は貸付年度終了後9年度以内とされていた。

しかし、平成29年度からは、金融市場の動向や事業者の需要に鑑み、金利や貸与期間の緩和を行っており、最大7年だった貸与期間を10年に延長している。よって、損失補償期間についても貸付年度終了後12年以内に延長されている。

なお、本貸付金は1年据置月賦償還とされているが、据置期間中に事故が起こる可能性もあるため、損失補償は貸付年度の翌年度からとしている。

イ 限度額

損失補償の限度額は、本貸付事業創設以来、融資枠に想定される事故率15%を乗じた額とされていたが、平成26年度に事故率の見直しを行い、事故率の確定した直近年度9年平均とし、平

成7年度から15年度の事故率平均値が12.2%だったため12%とした。しかし、融資額が1件8000万円と高額であり、事故により公社の経営基盤を危うくするおそれがあるとして、平成28年度に再度事故率の見直しを行い、15%とされている。

ウ 損失

損失とは、公社が当該年度に行った機械類貸与事業について、事業年度ごとに生じた未収債権をいう。

エ 公社が請求し得る額

公社は、未収債権を各事業年度終了後3カ月を経過してもなお回収ができなかった場合において、貸与に係る未収債権の償却を行うことにより、欠損を生じることとなるときは、県に対し当該債権の償却額の範囲内で、貸付年度終了後9年度以内の間に損失補償の請求を行うことができる。公社が請求できる額は、未収債権の額から貸与契約の際に徴した保証金の残額を差し引いた額の10分の7の範囲内とする。

オ 公社は、県から損失補償を受けた後も、善良な管理者の注意をもって、強制執行その他あらゆる方途により、債権の保全回収に努めなければならない。県は、公社が故意又は重大な過失によって債権の保全回収を怠ったと認めるときは、公社に対し、填補額の全部又は一部を返還させることができる。

カ 公社は、県から損失の填補を受けた後において、機械類貸与にかかる回収があったときは県に報告し、その回収額から当該返済にかかる諸費用及び当該回収金から10分の3の金額を控除した残額を県に納付しなければならない。

(5) 単年度事故率

県が公社に対して貸し付けた金額のうち、償還がされずに損失補償することとなった金額（事故総額）及び割合（事故率）は次のとおりである。なお、損失補償期間が貸付年度終了後9年度以内のため、貸し付けた年度から9年度経過しなければ事故総額が確定しない。下記は平成7年度から19年度については事故総額が確定しているものである。

平成7年度から18年度までの各年度における事故総額は、約536万円から1億2705万円まで幅広く、平均約4814万円である。同じく平成7年度から18年度までの各年度における事故率は、1.2%から33.9%と幅広く、平均11.7%である。公社からの1件あたり貸与額が比較的高額であるため、年度により事故率にばらつきが生じやすいものと思われる。

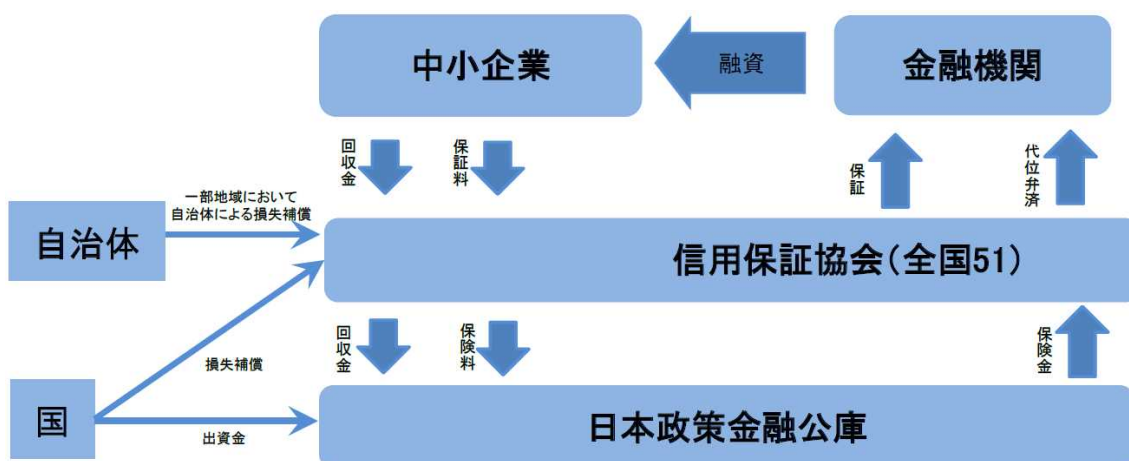
機械類貸与事業 事故率実績

機械類貸与事業				
貸与年度	貸付実績 A	損失補償支払額 B	事故総額 C	事故率 C/A
平成7年	400,000,000	5,068,722	11,681,444	2.9%
平成8年	400,000,000	42,129,391	96,540,782	24.1%
平成9年	375,130,000	56,363,179	127,057,357	33.9%
平成10年	420,000,000	15,298,924	38,196,848	9.1%
平成11年	430,000,000	35,592,596	51,484,850	12.0%
平成12年	450,000,000	2,289,888	5,368,776	1.2%
平成13年	448,420,000	27,617,168	61,954,336	13.8%
平成14年	298,580,000	4,411,157	13,546,314	4.5%
平成15年	382,050,000	19,601,538	29,249,860	7.7%
平成16年	496,590,000	24,079,459	32,105,946	6.5%
平成17年	468,650,000	23,626,787	22,528,959	4.8%
平成18年	427,840,000	66,424,478	88,020,624	20.6%
平成19年	424,960,000	14,240,323	20,343,319	4.8%
平成20年	350,600,000	1,346,543	1,923,633	0.5%
平成21年	482,380,000	18,187,815	25,982,593	5.4%
平成22年	102,880,000	0	0	0.0%
平成23年	452,100,000	25,440,451	36,343,501	8.0%
平成24年	346,810,000	0		0.0%
平成25年	444,100,000	0		0.0%
平成26年	327,330,000	0		0.0%
平成27年	241,170,000	0		0.0%
平成28年	230,000,000	0		0.0%
平成29年	400,000,000	0		0.0%

(※平成20年度以降の損失補償支払額、事故総額及び事故率は未確定)

(6) 信用保証制度における事故率との比較

本貸付金の事故率の高低を評価するに当たり、損失補償の場合における事故率について公表されている適切な資料が見当たらないため、直接単年度事故率の高低を比較するのは困難である。そのため、類似の制度として、全国的に実施されており、かつ対象が同じ中小企業者である信用保証制度との比較が有用と考えられる。信用保証制度とは、信用力に乏しい中小企業・小規模事業者が民間金融機関から借入を行う際に、信用保証協会が保証を行うことにより、その信用力を補完し、資金繰りを円滑化するものである。



(平成27年11月19日中小企業庁「信用補完制度の現状と指摘」から)

かかる信用保証制度について、公表されている平成23年度から平成28年度の事故率＝代位弁済額÷保証債務残高(平均)を計算すると次のとおりである。1.67%から2.50%で平均が2.11%となっている。

単位：百万円

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平均
貸付残高	34,446,374	32,078,613	29,778,513	27,701,740	25,761,647	23,873,792	28,940,113
事故総額	860,797	777,853	650,974	526,570	445,256	397,896	609,891
事故率	2.50%	2.42%	2.19%	1.90%	1.73%	1.67%	2.11%

(全国信用保証協会連合会「信用保証実績の推移」から算出)

これに対して、同じ平成23年度から平成28年度の間、機械類貸与事業について同様の方法で計算した事故率は次のとおりである。なお、請求額に対する損失補償割合は70%から75%の範囲で年度により異なる。信用保証制度における事故率(代位弁済率)は、代位弁済額÷保証債務平均残高で計算されており、機械類貸与事業とは事故率の計算方法が異なる。そのため、同様の方法で計算を行うこととすると、事故率＝事故総額÷貸付平均残高となる。

単位：千円

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平均
貸付平均残高	2,056,415	2,012,870	2,125,880	2,229,451	1,971,001	1,820,475	2,036,015
事故総額	6,439	12,567	24,943	8,573	17,043	40,068	18,272
事故率	0.31%	0.62%	1.17%	0.38%	0.86%	2.20%	0.90%

信用保証制度の事故率(平成23年度から平成28年度)1.67%から2.50%で平均が2.11%に対して、機械類貸与事業の事故率(平成23年度から平成28年度)は0.31%から2.20%で平均が0.90%であり、信用保証制度の事故率と比較して機械類貸与事業の事故率は低い。

(7) 損失補償支払後の返納額

既述のとおり、県が損失補償をした後も、公社は債権の保全回収に努める義務があり、回収した場合には回収金から当該返済にかかる諸費用を控除した額のうち損失補償した割合を県に返納しなければならない。損失補償額と返納額をまとめたのが次の表である。こちらも同様に、貸

付年度終了後9年度経過しなければ損失補償支払額が確定せず、返納はさらにその後の場合もある。損失補償支払額については、平成19年度貸付分まで確定している。

平成12年以前の貸付についてみると、損失補償支払額が2億8417万7865円、平成28年度末までの返納額が7960万4538円となっており、損失補償支払額の約28.0%が返納されている。平成13年度の貸付についてみると、損失補償支払額が2761万7168円、平成28年度までの返納額が1283万3887円となっており、損失補償支払額の約46.5%が返納されている。

中小企業機械類貸与事業 損失補償支払額及び返納額一覧（近代化制度促進事業費）

年度	限度額	機械類貸与事業損失補償支払額										機械類貸与事業損失補償返納額													
		20年度以前	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	合計	20年度以前	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	合計		
～12		284,177,865											284,177,865	76,359,584	527,577	297,855	366,712	421,212	381,712	405,950	415,718	428,218		79,604,538	
13	67,500,000	15～22	26,679,441	937,727	0								27,617,168	5,103,060	2,000,000	2,002,500	2,000,000	1,680,827			17,500	30,000		12,833,887	
14	67,500,000	16～23	2,228,536	2,184,621	0	0							4,411,157	0	2,228,536	2,184,621								4,411,157	
15	67,500,000	17～24	17,286,456	0	907,712	1,119,727	275,843						19,601,538	889,866	453,750	127,500	453,000	810,000	356,250	262,500	172,500	525,000		4,150,466	
16	75,000,000	18～25	22,873,755	0	393,321	491,405	320,978						24,079,459	0	442,500	178,250	517,500	888,204	22,500					2,026,954	
17	75,000,000	19～26	7,482,124	0	221,481	2,914,448	5,371,184	7,637,570					23,626,787	0	431,250	517,500	773,481	3,877,848	5,941,164	7,762,900	9,100,070	480,000		20,463,913	
18	67,500,000	20～27	0	65,775,658	0	0	0	0	484,344	164,476			66,424,478	0				22,500	750,000		483,975	164,845		1,421,320	
19	67,500,000	21～28	0	0	0	283,500	2,987,997	9,975,897	968,097	45,032			14,240,323	0			245,700	426,997	486,030	473,888	590,800			2,223,425	
20	67,500,000	22～29	0	0	0	259,000	358,184	344,814	333,064	53,701			1,346,543	0				84,000	115,500	126,841	126,000			452,141	
21	75,000,000	23～30	0	0	0	0	4,236,115	5,744,900	8,206,800				18,187,815	0						1,941,729	2,108,469			4,050,198	
22	75,000,000	24～31	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0										0	
23	75,000,000	24～32	0	0	0	0	5,653,444	18,787,007					25,440,451	0								5,653,444			5,653,444
24	75,000,000	25～33	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0											0
25	75,000,000	26～34	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0											0
26	60,000,000	27～35	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0											0
27	62,400,000	28～36	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0											0
28	54,600,000	29～37	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0											0
29	53,200,000	30～41	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0											0
計			616,679,155	68,888,008	1,522,514	4,809,080	9,184,782	17,969,431	6,033,170	11,940,916	28,047,508		508,153,594	82,452,610	5,639,113	5,572,478	3,769,443	7,375,687	8,606,327	9,054,980	4,542,031	10,076,776			137,291,443

平成12年度以前から平成19年度までの返納率は次のとおりである。事業開始年度から平成19年度までの平均返納率を見ると27.39%であるが、年度ごとに見ると2.14%から100%と返納率にはかなり幅がある。1件あたりの貸付金額が比較的高額であるため、年度により返納率にばらつきが出やすいものと思われる。

返納率の高低自体については比較すべき適切な指標が見当たらないため評価が難しい。ただ、平成23年度から平成28年度にかけて損失補償を行った貸付金について今後も返納が見込まれることを考えあわせると、機械類貸与事業の事故率は低いと評価できる。

年度	損失補償支払額 A	返納額（平成28年度まで） B	返納率B/A
～12	284,177,865	79,604,538	28.01
13	27,617,168	12,833,887	46.47
14	4,411,157	4,411,157	100.00
15	19,601,538	4,150,466	21.17
16	24,079,459	2,026,954	8.42
17	23,626,787	20,463,913	86.61
18	66,424,478	1,421,320	2.14
19	14,240,323	2,223,425	15.61
合計	464,178,775	127,135,660	27.39

6 指摘、意見及びコメント

- (1) 指摘 無
- (2) 意見 無
- (3) コメント

ア 本貸付金の貸付実績について

本貸付金の貸付事業が開始した昭和 58 年度から平成 28 年度の貸付実績を見ると、経済状況等により大きく貸付実績額が落ち込んだ年度はあるものの、おおむね毎年度 2 億円から 5 億円程度の貸付実績額があり、中小企業者の設備を近代化し、ひいては経営の安定に資するという目的に一定の寄与をしていると考えられる。

イ 本貸付金の回収について

本貸付金は、県が公社に貸し付けた債権については全て償還期限通りに償還されている。ただ実際には、本貸付金によって公社が実施する機械類貸与事業において、公社は中小企業者から全て回収できているわけではなく、回収できなかった金額の一部については、県が損失補償を行っているため、事故率や返納率も含めて評価すべきと考える。

この点、信用保証制度の事故率（平成 23 年度から平成 28 年度）1.67%から 2.50%で平均が 2.11%に対して、機械類貸与事業の事故率（平成 23 年度から平成 28 年度）は 0.31%から 2.20%で平均が 0.90%であり、信用保証制度の事故率と比較して機械類貸与事業の事故率は低い。さらに、平成 23 年度から平成 28 年度にかけて損失補償を行った貸付金について今後も返納が見込まれることを考えあわせると、機械類貸与事業の事故率は低いと評価できる。

以上から、本貸付金の回収について特に問題はない。

以上

第6 沖縄県中小企業高度化資金貸付金

1 概要

(1) 一覧表

貸付金名	沖縄県中小企業高度化資金貸付金					
担当部署名(部及び課)	商工労働部 中小企業支援課					
貸付開始年度	昭和48年度					
根拠規定(法律, 条例, 要綱等)	独立行政法人中小企業基盤整備機構法, 高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付に関する準則, 沖縄県中小企業の振興に関する条例, 沖縄県中小企業高度化資金貸付規則等					
マニュアル, 手引き等	高度化事業制度 利用ハンドブック, 高度化事業例規集, 債権管理マニュアル					
貸付金の目的	中小企業者の連携若しくは事業の共同化又は中小企業の集積の活性化に必要な資金の貸付を行うことにより, 中小企業の振興に寄与することを目的とする。					
貸付対象	事業協同組合, 商店街振興組合等					
財源(県, 国, その他のいずれか)	県: 中小機構(16:64) ※特例措置 平成32年3月末まで					
貸付の方法 (県が直接貸すのか, 金融機関や他の団体等を通じて貸すのか)	県が直接貸付					
金融機関や他の団体等を通じて貸す場合の県の債権管理方法	-					
当該貸付が単年度貸付であるか否か	否					
過去の内部監査等の指摘事項の有無及び内容	有(未収金の縮減)					
貸付業務及び債権管理業務に従事する職員	2名					
広報の有無及び内容	県ホームページに掲載					
債権管理業務に関する個別研修の有無	無(但し, 全国一律の制度のため, 毎年, 中小機構において初任者研修等を実施している。必要に応じ担当職員を派遣している。)					
貸付の条件	工場の集団化, 共同施設の整備等に係る土地, 建物, 構築物, 設備に対する貸付であり, 対象事業費の8割を上限としている。					
利息の有無	有無双方有り					
利息の利率(年)	有利子の場合					
遅延損害金規定の有無	有					
遅延損害金の利率(年)	10.75%					
保証人の要否	要					
物的担保の要否	要					
担保価値の把握方法	全部事項証明書, 固定資産評価証明書等					
償還方法(ex1年据置半年賦償還)	3年据置年賦償還(20年以内)					
償還猶予規定の有無	有					
償還免除規定の有無	有					
期限の利益喪失規定の有無	有					
本貸付金の貸付実績及び回収状況等	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
予算額(円)	2,429,000	0	4,114,000	0	0	
申請件数(件)	1	0	1	0	0	
貸付実績	貸付金額(円)	2,429,000	0	4,114,000	0	0
	貸付件数(件)	1	0	1	0	0
回収すべき金額(当年度分) A	574,178,000	384,025,327	332,506,000	331,938,313	234,048,000	
回収済み金額(当年度分) B	275,372,720	281,291,771	264,582,000	264,012,000	234,048,000	
回収率(当年度分) B/A	47.96	73.25	79.57	79.54	100.00	
回収すべき金額(過年度分) C	6,940,194,552	7,107,857,579	6,622,049,119	3,345,842,363	3,289,167,260	
回収済み金額(過年度分) D	131,142,253	133,092,016	798,158,756	124,601,416	133,385,330	
回収率(過年度分) D/C	1.89	1.87	12.05	3.72	4.06	
総貸付残高(円)	9,559,792,906	8,757,883,119	5,221,210,676	4,832,597,260	4,465,163,930	
総貸付件数(件)	38	34	30	28	23	
不納欠損額(円)	0	455,450,000	0	0	0	
不納欠損件数(件)	0	2	0	0	0	
債権放棄(円)	0	0	2,545,972,000	0	0	
債権放棄(件)	0	0	4	0	0	
免除額(円)	0	0	0	0	0	
免除件数(件)	0	0	0	0	0	

(2) 本貸付金の概要

沖縄県中小企業高度化資金貸付金(以下「本貸付金」という。)とは、中小企業者が共同して経営基盤の強化を図るために組合などを設立して、工場団地・卸団地、ショッピングセンターなどを建設する事業や第三セクターや商工会などが地域の中小企業者を支援する事業(以下「高度化事業」という。)に対して、中小企業基盤整備機構(以下

「機構」という。)と県が、必要な土地、建物、構築物、設備を購入する資金等を貸し付けるものである。

昭和48年度に貸付を開始し、平成28年末の総貸付残高は44億6516万3930円(貸付先数23)である。これまで本貸付金が活用された例としては、浦添市の沖縄県卸商業団地協同組合(卸業者数十社)、南風原町の沖縄印刷団地協同組合(印刷業者数十社)、宜野湾市及び宜野湾市商工会が中心となってオープンに至った複合商業施設サンフエーマなどがある。

(3) 根拠規定

高度化事業の根拠規定は、沖縄県中小企業高度化資金貸付規則(以下「本規則」という。)である。

(4) 目的

中小企業者又は機構に対して連携若しくは事業の共同化又は集積の活性化に必要な資金の貸付けを行うことにより、中業企業の振興に寄与することを目的としている(本規則第1条)。

(5) 貸付対象

貸付対象は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第2条第1項と、それに基づく高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付に関する準則第4条に定められており、主に企業組合、協業組合、事業協同組合、商工組合、協同組合連合会等(以下「協同組合等」という。)である。

(6) 財源

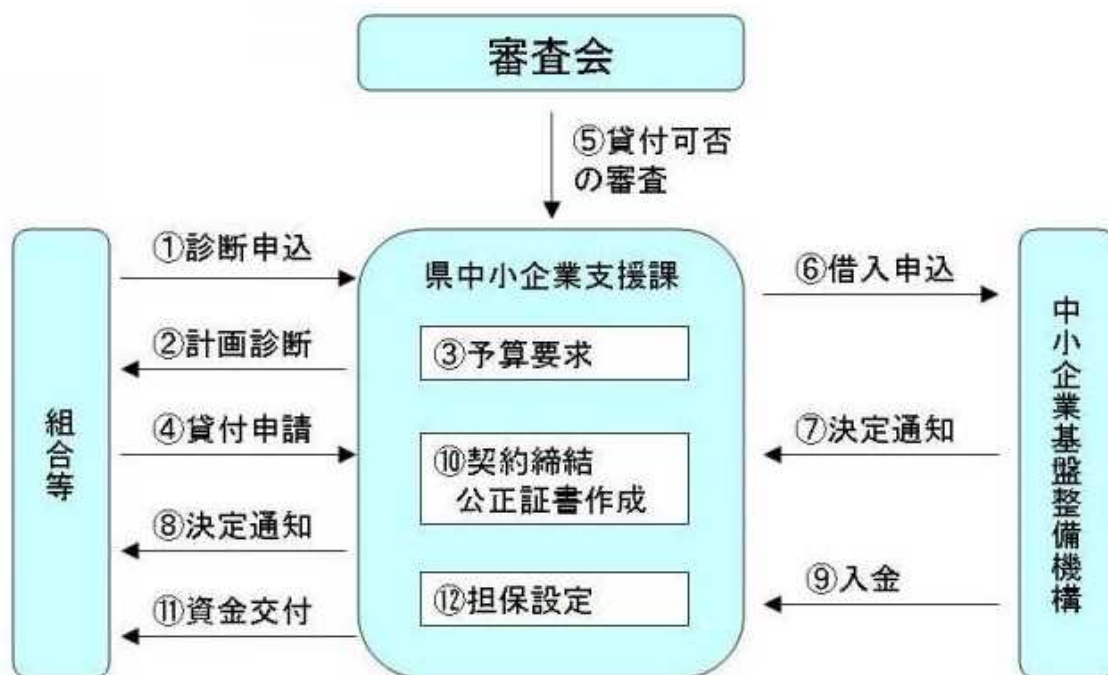
本貸付金については、平成32年3月末までは特例措置により、県と機構の資金の割合が16:64とされている。

(7) 貸付の方法

県が協同組合等に対して直接貸し付ける。

(8) 貸付業務の流れ

貸付けを受けようとする協同組合等が事業計画書を県に提出した後、県が中小企業診断士による経営診断を行い、貸付額を内定して機構に対して借入申請を行う。そして機構から貸付決定の通知を受けた後、協同組合等に対して貸付通知を行う(本規則第5条)。



(県ホームページから)

(9) 本貸付が単年度貸付か否か 否

(10) 過去の内部監査等の指摘事項の有無及び内容 有

本貸付金については、平成 11 年度包括外部監査において 7 点の指摘がなされ、それに対する県の措置について、平成 22 年度の包括外部監査において評価が加えられている。内容は次のとおりである。

平成11年度 措置状況一覽表 沖縄県における平成10年度の貸付金の管理事務について

番号	監査テーマ		項目	指論・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない理由	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	中テーマ					講じた措置の具体的な内容	公表の有無		
1	中小企業高度化資金 【経営金融課】	監査の結果	2-4	貸付対象の経営計画についてより慎重な判断が必要である。	2-4	有	事業計画のあらゆる角度から検討を行い、営業体制の強化や収益構造の改善等を指摘し、それが改善されるものとして判断した。(但し以降、企業・組合等への貸付実績なし)	有	措置を講じていない理由	措置されたこと評価できない。措置の効果が悪い状況下で、どのような対策を具体的に講じたのかみえてこない。公表有りとなっており、公表有り・時期は不明である。なお、10年度は貸付が無いのであれば、当資金の存続意義に疑問が生じる。
2	中小企業高度化資金 【経営金融課】	監査の結果	2-4,5	収支簿簿について、期間別収支分を含めた債権全額の内容・件数、償還条件の集約をして、完済状況を把握、分析する必要がある。	2-4,5	有	期別収支簿分を含めた債権全額の内容・件数、償還条件の集約をして、完済状況を把握、分析する必要がある。	有	措置を講じていない理由	措置されたこと評価できない。措置の効果が悪い状況下で、どのような対策を具体的に講じたのかみえてこない。公表有りとなっており、公表有り・時期は不明である。
3	中小企業高度化資金 【経営金融課】	監査の結果		定期的な担保評価の取組により回収見込額・損失見込額の把握が必要である。		有	適時担保評価の見直しを行い、回収見込額・損失見込額の算定ができるよう努める。	有	措置を講じていない理由	措置されたこと評価できない。「努める。」では全く客観性が無い。公表有りとなっており、公表有り・時期は不明である。
4	中小企業高度化資金 【経営金融課】	意見	2-6	包括外部監査結果報告書上は本社と匿名になっている債務者については、監査当時の2億円の貸付金があり、より慎重な取組管理が必要である。	2-6	有	現状と今後の経営方針等を把握することも、債務者判断を基礎として回収改善措置を行った。	有	措置を講じていない理由	措置されたこと評価できない。「厳重な債権管理」が具体的にどのようなことを指すのかわからない。公表有りとなっており、公表有り・時期は不明である。
5	中小企業高度化資金 【経営金融課】	意見	2-6	利用状況報告書の借入状況を把握する必要がある。	2-6	有	各組合等への連絡を強化し、貸付規則に基づき報告書を確実に請求できるよう講じた。	有	措置を講じていない理由	措置を講じたこと評価できない。
6	中小企業高度化資金 【経営金融課】	意見	2-6	債務者の不届きな動機が明確な場合を除いて違約金の調定は控える方がよい。	2-6	有	10年度は10年度に貸付決定したのみで、違約金の調定は行っていない。	無	措置を講じていない理由	措置を講じたこと評価できない。しかし、客観的に見て、違約金の調定も債権者の利益の増進である。公表有り・時期は不明である。なお、10年度は貸付が無いのであれば、当資金の存続意義に疑問が生じる。
7	中小企業高度化資金 【経営金融課】	意見	2-7	事業計画の見直し等により一定の手続きを経て、最終期限の届込を認め返済条件を明確にすることが債権回収につながると思われる。	2-7	有	随時貸付計画の変更を行い、確実に回収に努めている。	無	措置を講じていない理由	措置を講じたこと評価できない。回収状況について、具体的に説明すべきである。

(1) 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数 2名

(2) 広報の有無及び内容

県ホームページの「中小企業支援」の箇所に、「高度化資金（共同施設事業）」「高度化資金（施設集約化事業）」等の説明を掲載している。

(3) 債権管理業務に関する個別研修の有無 無

ただし、本貸付は全国一律に行われている制度であるため、毎年機構において初任者研修等を行っており、必要に応じて担当職員を派遣している。

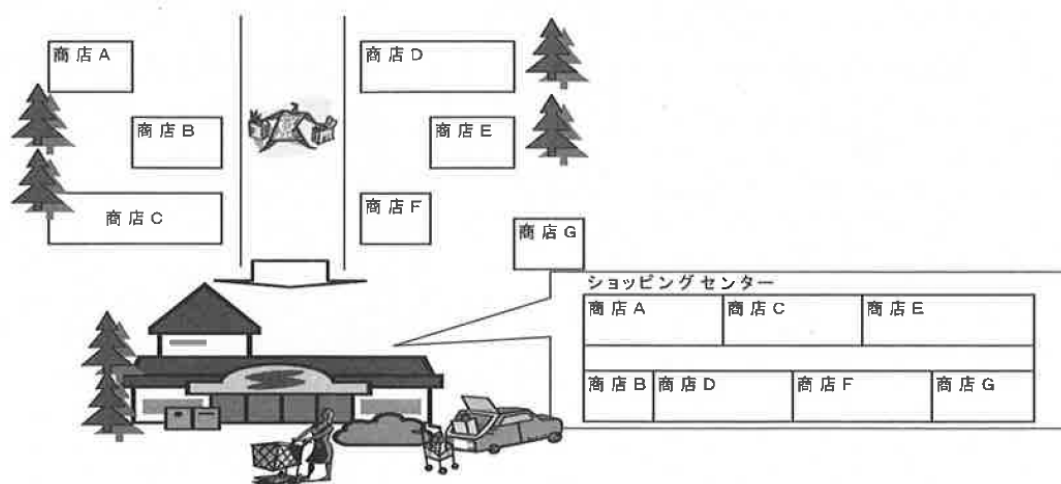
2 本貸付金の内容

(1) 貸付の条件

本規則別表第1において、14の貸付対象事業を定め、貸付対象事業ごとに貸付対象者及び貸付対象施設を定めている。貸付対象事業は、①経営革新承認グループ事業、②異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業、③下請振興事業計画承認グループ事業、④総合効率化計画認定グループ事業、⑤施設集約化事業、⑥共同施設事業、⑦設備リース事業、⑧企業合同事業、⑨集団化事業、⑩集積区域整備事業、⑪地域産業創造基盤整備事業、⑫商店街整備等支援事業、⑬地域産業創造基盤整備活性化事業、⑭商店街整備等活性化支援事業である。

いくつか例を挙げて説明すると、⑤施設集約化事業とは、たとえば、事業協同組合が、組合員である中小企業者の事業の用に供する共同店舗、共同工場、共同事業場などの主として一の建物を整備・運営し、組合員のすべてが施設内でそれぞれ事業を行うことによって、組合員の経営の近代化・合理化を図る事業である。

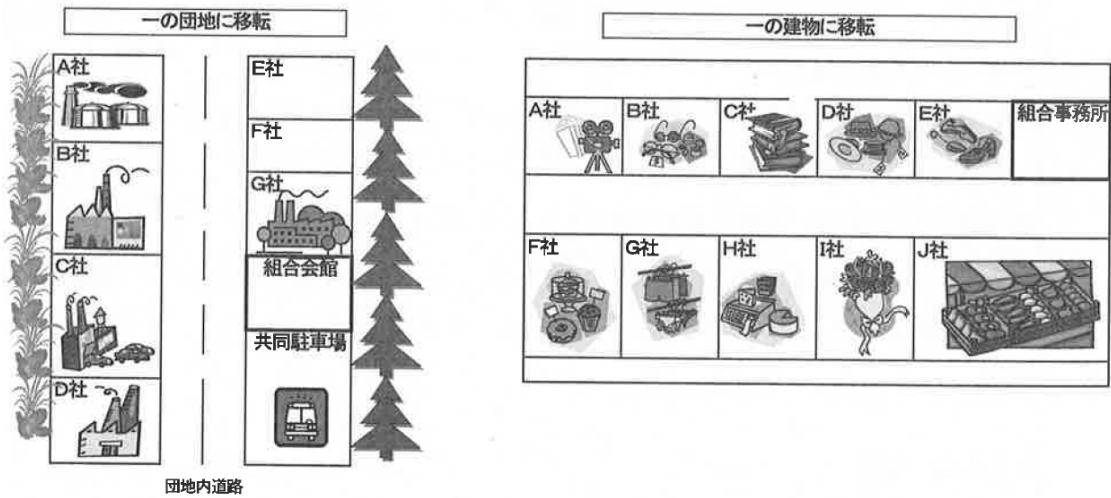
【共同化形態の例】ショッピングセンターの整備



(中小企業基盤整備機構「高度化事業制度利用ハンドブック」から)

また、⑨集団化事業とは、中小企業者が事業協同組合などを設立し、移転計画を作成したうえで、適地に集団で移転し、すべての組合員が一の団地又は建物の内部に施設を整備するとともに、適切な共同事業を実施することによって、経営基盤の強化を図る事業である。

< イメージ図 >



(中小企業基盤整備機構「高度化事業制度利用ハンドブック」から)

(2) 利息の有無及び内容

本規則第4条第1項において、平成28年度の貸付制度については年0.50%と定めているが一定の条件に該当する場合は無利子としている。

本規則第4条第1項 貸付金の利息は、年0.50パーセントとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、無利子とする。

実際の貸付けにおいては無利子となることが多い。

(3) 遅延損害金規定の有無及び内容

借主が償還期日までに貸付金を償還しない等の場合は、年10.75%の違約金を徴収することができる」と規定されている(本規則第20条第1項)。

昭和48年度からの本貸付制度開始当初は元金完済後に違約金を調定していたものを、不動産価格の急落を契機とするいわゆるバブル崩壊以降貸付先の多くが経営悪化したことを受け、元金償還後に例外なく違約金の調定をするという方針を変更し、現在は沖縄県中小企業高度化資金貸付金及び沖縄県中小企業設備近代化資金貸付金に係る違約金の徴収に関する運用方針を策定し、その基準に基づく調定を行っている。

この点、県が定める標準マニュアルにおいては、平成25年度包括外部監査報告書の指摘も受け、少なくとも元本が完結となった時点で違約金の調定を行うべきとしている(標準マニュアル29頁)。本貸付金については「違約金を徴収することができる」との規定になっているが、この規定により担当者の裁量で違約金を調定するか否かを決められるとは理解できない。よって、違約金については、少なくとも元本が完結となった後、速やかに調定を行うべきである。

意見 1

違約金については、少なくとも元金が完結となった後、速やかに調定を行うべきである。

(4) 保証人の要否及び内容

知事が適当と認める者 2 人以上の連帯保証人が必要である（本規則第 14 条）。

(5) 物的担保の要否及び担保価値の把握方法

貸付対象施設又はその他知事が適当と認める物件を担保として提供させる（本規則第 14 条）。担保価値の把握方法としては、貸付対象設備に損害保険を付し、保険金請求権に質権設定を行う（本規則第 16 条）。

(6) 償還方法

据置期間は 3 年以内、償還期間は 20 年以内の年賦償還である（本規則第 4 条第 2 項）。

(7) 償還猶予規定の有無及び内容

償還猶予を直接規定したものではないが、本規則第 13 条第 3 項により契約の変更請求を認めているため、災害等の特別の事情ある場合は償還猶予を認めることができると解する。

本規則第 13 条

1 貸付金の貸付けは、知事と貸付金の交付を受ける者（以下「借主」という。）との間で、金銭消費貸借契約を締結して行うものとする。

2 前項の契約は、公証人が作成する公正証書をもって行うものとし、これに要する一切の費用は借主の負担とする。

3 知事又は借主は、災害若しくは経済事情の著しい変動又は特別の事情により、第 1 項の規定により締結した契約の内容を変更する必要があると認めたときは、その変更を相手方に求めることができる。

(8) 償還免除規定の有無及び内容

償還免除を直接規定したものではないが、上記本規則第 13 条第 3 項により契約の変更請求を認めているため、災害等の特別の事情ある場合は償還免除を認めることができると解する。

(9) 期限の利益喪失規規定の有無及び内容

借主が貸付金を目的外使用したとき、貸付金の償還又は当該償還に係る利息の支払を怠ったとき、貸付金の償還に支障を及ぼす重大な事態が生じたとき、借主が貸付対象者でなくなったとき、この規則又は契約に違反したとき及び知事が期限前に償還させる必要がある

ると認めたとき、貸付金の全部又は一部を償還させることができる（本規則第 19 条第 1 項）。

また、虚偽の申請又は不正の手段により貸付けの決定を受けたとき、破産その他貸付けに支障を及ぼす重大な事態が生じたとき、貸付対象施設の全部又は一部の設置を中止し、又は取りやめたとき、貸付対象施設の設置に必要な経費の全部又は一部を支払う必要がなくなったとき又は貸付けの決定の内容又はこれに付された条件に違反したときも同様に、貸付金の全部又は一部を償還させることができる（本規則第 19 条 1 項、第 11 条 1 項）。

3 本貸付金の貸付実績及び回収状況等

(1) 一覧表

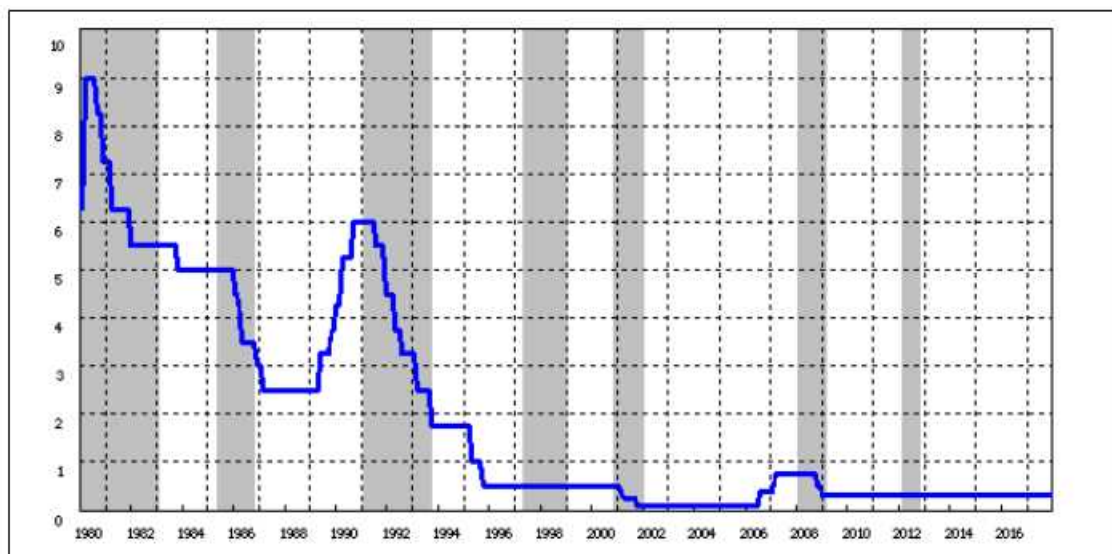
本貸付金の貸付実績及び回収状況等	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
予算額（円）	2,429,000	0	4,114,000	0	0	
申請件数（件）	1	0	1	0	0	
貸付実績	貸付金額（円）	2,429,000	0	4,114,000	0	0
	貸付件数（件）	1	0	1	0	0
回収すべき金額（当年度分）A	574,178,000	384,025,327	332,506,000	331,938,313	234,048,000	
回収済み金額（当年度分）B	275,372,720	281,291,771	264,582,000	264,012,000	234,048,000	
回収率（当年度分）B/A	47.96	73.25	79.57	79.54	100.00	
回収すべき金額（過年度分）C	6,940,194,552	7,107,857,579	6,622,049,119	3,345,842,363	3,289,167,260	
回収済み金額（過年度分）D	131,142,253	133,092,016	798,158,756	124,601,416	133,385,330	
回収率（過年度分）D/C	1.89	1.87	12.05	3.72	4.06	
総貸付残高（円）	3,559,792,906	8,757,883,119	5,221,210,676	4,832,597,260	4,465,163,930	
総貸付件数（件）	38	34	30	28	23	
不納欠損額（円）	0	455,450,000	0	0	0	
不納欠損件数（件）	0	2	0	0	0	
債権放棄（円）	0	0	2,545,972,000	0	0	
債権放棄（件）	0	0	4	0	0	
免除額（円）	0	0	0	0	0	
免除件数（件）	0	0	0	0	0	

(2) 予算額

予算額は、平成 24 年度は 242 万 9000 円、平成 26 年度は 411 万 4000 円、平成 25・27・28 年度は貸付がなかったため、予算措置されていない。

(3) 貸付実績及び貸付件数

貸付実績及び貸付件数は、平成 24 年度は 242 万 9000 円（1 件）、平成 26 年度は 411 万 4000 円（1 件）、平成 25・27・28 年度は貸付実績無となっており、低調である。本貸付金の貸付が低調な理由としては、金融機関の貸出利率が長期間かなり低い水準にあり、基本的に無利子、有利子の場合平成 28 年度 0.5%という利率の魅力が薄れていることが考えられる。基準割引率及び基準貸付利率（日本銀行が民間金融機関に資金を貸し出すときの基準金利）を見てみると、1980 年（昭和 55 年）は約 9%であったが、1996 年（平成 8 年）には 1%を割り込み、その後 1%未満の状態が続いている。



(日本銀行 時系列データ検索サイトから)

それでも原則的に無利子であるので、民間金融機関からの借入より魅力的なはずであるが、既述のとおり、本貸付金の貸付に際しては、金融機関からの借入に比べて書類作成や手続きに時間を要する点が、利用が低調である要因と思われる。

ただ今後については、借入申込の前段階である相談があり、貸付が見込まれるとのことである。

(4) 当年度分の回収すべき金額、回収済み金額及び回収率

当年度分回収率を見ると、平成 28 年度は 100%であるものの、平成 24 年度 47.96%、平成 25 年度 73.25%、平成 26 年度 79.57%、平成 27 年度 79.54%となっている。通常当年度分の回収率は高率であることからすると、当年度分回収率が高いとは言えない。

当年度分回収率等	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
回収すべき金額(当年度分) A	574,178,000	384,025,327	332,506,000	331,938,313	234,048,000
回収済み金額(当年度分) B	275,372,720	281,291,771	264,582,000	264,012,000	234,048,000
回収率(当年度分) B/A	47.96	73.25	79.57	79.54	100.00

(5) 過年度分の回収すべき金額、回収済み金額及び回収率

当年度分回収率が高いとは言えない点から推測できるように、過年度分回収率はさらに低い。平成 24 年度 1.89%、平成 25 年度 1.87%、平成 26 年度 12.05%、平成 27 年度 3.72%、平成 28 年度 4.06%と、ここ 5 年度を見るとほぼ回収率が一桁に留まっている。

過年度分回収率等	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
回収すべき金額(過年度分) A	6,940,194,552	7,107,857,579	6,622,049,119	3,345,842,363	3,289,167,260
回収済み金額(過年度分) B	131,142,253	133,092,016	798,158,756	124,601,416	133,385,330
回収率(過年度分) B/A	1.89	1.87	12.05	3.72	4.06

(6) 不納欠損額及び件数

本貸付金については、平成 25 年度に 4 億 5545 万円（2 件）の不納欠損処理がされている。

これは、時効期間を経過し、貸付先が時効の援用を行った債権について不納欠損処理を行ったものである。

(7) 債権放棄額及び件数

本貸付金については、平成 26 年度に 25 億 4597 万 2000 円（4 件）の債権放棄がされている。これは、貸付先の特別清算の配当手続と、その連帯保証人との調停を経て行われたものである。

(8) 免除額及び件数 無

4 債権管理マニュアルに従った債権管理

本貸付金については、「債権管理マニュアル（中小企業設備近代化資金貸付金 中小企業高度化資金貸付金）」（以下「債権管理マニュアル」という。）が従前のマニュアルを改訂する方法で作成され、平成 29 年 3 月 8 日に施行されている。その概要は次のとおりである。

(1) 債権の分類

債権管理マニュアルにおいては、債権を正常償還先、条件変更先、延滞先及び破綻先の 4 種類に分類した上で、それぞれ対応策を定めている。

(2) 回収不能債権の整理

債権を分類した上で、回収不能債権については、徴収停止、履行延期の特約、権利の放棄、不納欠損処理という整理を行う。

(3) 財産調査

督促後の催告を集中的に行い、当初の納入期限から 1 年を経過してもなお履行されない場合には財産調査に着手しなければならない。財産調査は、特別な事情がない限り、当初の納入期限から 1 年 9 か月以内に完了できるように努める。

(4) その他

その他、債権管理マニュアルにおいては、貸付先及び連帯保証人等への対応、債務者等死亡時の対応、生活弱者への対応等を定めている。

5 サービスに対する債権回収業務の委託

(1) 本貸付金の委託概要

平成 28 年度当初現在、県がサービスに対して債権回収業務を委託しているのは、6

貸付先に対する7件の貸付金で、受託債権額は8億7175万0988円である。貸付年月日を見ると、昭和年代に貸し付けたものが4件、平成10年以前に貸し付けたものが3件と、いずれも貸付から20年以上又は20年近く経過している。債権管理マニュアルにおいて延滞先に分類した貸付先のうち、回収処理を進めていく先及び破綻先に分類した貸付先を委託先として選定している。

(2) 契約の締結

県は、毎年4月1日付で、サービスと委託契約書を締結している（以下「本委託契約書」という。）。委託業務の名称は、「平成28年度中小企業高度化資金貸付金債権管理業務」であり、委託業務の内容は「委託業務仕様書」のとおりとされている。かかる委託業務の内容については後述する。

(3) 委託期間

委託期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間である。

(4) 委託料

委託料は、委託対象債権の元金償還金の未収金のうち収納があった金額の30%及び消費税である。なお、貸付割合に応じた委託料を一部機構が負担している。

(5) 費用の負担

事務処理に要する費用は、サービスが負担する。ただし、仮差押え、仮処分、強制執行、競売、訴訟等の法的手続に要する費用は県が負担する。

(6) 回収実績

平成24年度から平成28年度のサービス各年度における収納率は0.06%から1.16%と高くはないが、完全成功報酬制であり、かつ法的手続を行う場合以外の費用はサービスが負担することからすると、費用対効果の面で悪くはないと言える。

6 未収債権について取るべき方策

(1) 未収債権の概要

平成28年度末時点で償還期限どおりに償還がなされていない未収債権は、貸付先数13、同じ貸付先に複数回貸付をしている場合があるので、貸付債権数17本である。

13貸付先に対する貸付のうち、昭和年代に貸し付けているのが7、平成元年以降平成9年度までの間に貸し付けているのが6である。

13貸付先に対する貸付のうち、元金が残っているものが11、元金を完済し違約金のみ残っているものが2である。

(2) サービス委託分貸付金の検討

13 貸付先に対する貸付のうち、平成 28 年度には 6 貸付先に対する貸付（貸付債権数 7 本）をサービサーに委託している。うち 1 貸付先は平成 29 年度に完済したため、5 貸付先について検討する。

ア 事案 1

事案 1 は、元本残高約 6000 万円であるところ、貸付先が事実上倒産しており、貸付先からの回収は困難のため、現在保証人が分割で償還している。保証人のうち 1 名については、サービサー経由でまとまった金額の償還を受け、サービサーから今後請求を行わない旨の文書を発行している。今後の対応方針としては、担保提供者との間で支払総額を定めて償還を受けた後の担保解除、相続人との任意交渉継続を予定している。

今後の対応としては予定されているとおりでいいと思われるが、元本残高が約 6000 万円あるのに対して、現在保証人から回収している金額が月数万円に留まり、このままだと元本の回収に約 90 年かかる計算となる。1 年度程度担保提供者との交渉を続けても妥結に至らない場合は、県とサービサーにおいて今後の対応方針の協議をし、速やかに担保権実行するなどの対策を取るべきである。

イ 事案 2

事案 2 は、元本残高約 2 億数千万円であるところ、貸付先である組合は経営を続けているものの、収入から必要経費を差し引いた利益が少額しか残らず厳しい状況である。今後の対応方針としては、貸付先と連帯保証人との間で話し合いを促すとしている。

今後の対応方針としては予定されているとおりでいいと思われるが、元本残高が約 2 億数千万円あるのに対して、現在貸付先から回収している金額が月数万円に留まり、このままだと元本の回収に数百年かかる計算となる。1 年度程度貸付先と連帯保証人との話し合いを促して妥結に至らない場合は、県とサービサーにおいて今後の対応方針の協議をし、速やかに連帯保証人に対して直接請求し、連帯保証人は資産を有しているとのことなので訴訟提起をして強制執行を行うなどの対策を取るべきである。

ウ 事案 3

事案 3 は、元本残高約 3000 万円であるところ、貸付先が事実上倒産しており、貸付先が毎月少額の分割で償還をしている。保証人に対して請求しているものの任意に償還をしている者はいない。今後の対応方針としては、保証人の相続人に対する請求等を予定している。

元本残高が約 3000 万円であるところ、現在貸付先から回収している金額が少額に留まり、このままだと元本の回収に数百年かかる計算となる。貸付先が分割弁済をしている

間に保証人の相続人に対する請求等を終わらせておき、将来の不納欠損処理手続きが速やかにできるよう環境を調べておくべきである。

エ 事案4

事案4は、元本残高2億数千万円であるところ、貸付先が事実上倒産しており、貸付先、保証人のいずれも分割弁済を行っていない。また貸付先等が所有する不動産には差押等されており回収困難である。今後の対応方針としては、不納欠損処理予定であり、方針どおり進めるべきである。

オ 事案5

事案5は、元本約1800万円であるところ、貸付先は死亡しており、連帯保証人は法的破産手続を取って免責許可決定を得ており、いずれも分割弁済を行っていない。今後の方針としては、貸付先の相続人が所有している担保物件に対する競売手続により数百万円の回収可能性があるとのことで、方針どおり進めるべきである。

(3) 県が管理している貸付金の検討

県が管理している貸付金である貸付先数7（貸付債権本数10本）は、元本残高は約1千数百万円から約11億円、1貸付先を除きいずれも貸付先が営業を継続しており、年数百万円から数千万円の償還が変更した償還計画に従ってなされている。さらに内容を見ると、変更した償還計画どおりに償還がなされればおおよそ10年度内には元金を完済する見込みである貸付先数が3、複数ある貸付金債権のうち1部については数年度内に元金を完済する見込みである貸付先数が1、所有する建物を売却して償還予定の貸付先数が1となっており、いずれも現在の方針どおり回収を続けるべきである。

7 指摘、意見及びコメント

(1) 指摘 無

(2) 意見

違約金については、少なくとも元金が完結となった後、速やかに調定を行うべきである。

(3) コメント

ア 本貸付金の貸付実績について

貸付実績及び貸付件数は、平成24年度は242万9000円（1件）、平成26年度は411万4000円1件、平成25・27・28年度は貸付実績無となっており、低調である。本貸付金の貸付実績が低調な要因としては、主に金融機関の貸出利率が長期間かなり低い水準

にあり、基本的に無利子、有利子の場合平成 28 年度 0.5%という利率の魅力が薄れていることが考えられる。

しかし、民間金融機関の貸出利率は今後上昇する可能性もあるところ、多額の支出が必要となる事業の高度化のために県が貸付を行う意義は大きく、貸出実績が近年低調であっても長い目で見守るべき制度と考える。

イ 未収債権について

本貸付金の平成 28 年末の貸付残高のうち、償還期限どおりに償還がなされていない未収債権 31 億 5578 万 1930 円 (15 件) であり、その回収率を見ると、平成 24 年度 1.89%、平成 25 年度 1.87%、平成 26 年度 12.05%、平成 27 年度 3.72%、平成 28 年度 4.06%と、ここ 5 年度を見るとほぼ回収率が一桁に留まっている。

県が管理する 7 貸付先のうち、6 貸付先に対する貸付は変更した償還計画どおりに償還を受けることで元金の完済が可能である等、いずれも現在の方針どおり回収を続けるべきである。

よって、回収が困難と思われるのは、貸付先が営業を停止している、事実上倒産している、死亡した等の状況下で定期的な償還がされていない、又はごく少額の償還しかされていない 7 貸付先に対する貸付である。いずれも元金全額の回収は困難と思われるため、回収の努力と並行して、不納欠損処理も見据えるべきである。

以上

第7 沖縄県労働者住宅建設資金貸付金

1 概要

(1) 一覧表

貸付金名	沖縄県労働者住宅建設資金貸付金				
担当部署名（部及び課）	商工労働部労働政策課				
貸付開始年度	昭和47年度				
根拠規定（法律、条例、要綱等）	沖縄県労働者住宅建設資金貸付規則				
マニュアル、手引き等	無				
貸付金の目的	労働者に対し住宅の新築等に必要な資金を貸し付けることにより労働者の住宅の取得を容易にし、もって労働者の福祉の増進に資すること				
貸付対象	沖縄県労働金庫				
財源（県、国、その他のいずれか）	県及び沖縄県労働金庫				
貸付の方法 （県が直接貸すのか、金融機関や他の団体等を通じて貸すのか）	沖縄県労働金庫を通じて貸付				
前項において金融機関や他の団体等を通じて貸す場合の県の債権管理方法	毎月「労働者住宅建設資金貸付状況報告書」により回収状況等を確認				
当該貸付が単年度貸付であるか否か	否				
過去の内部監査等の指摘事項の有無及び内容	無				
貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数	1名（元利償還金受入のみ）				
広報の有無及び内容	無				
債権管理業務に関する個別研修の有無	無				
貸付の条件	労働者であって、①自ら居住するための住宅を新築、増築、改築又は購入しようとする者、②住宅事情の困窮度合いが高い者、③他に資金の調達が困難でこの資金の借り入れが必要と認められる者				
利息の有無	有				
利息の利率（年）	2.10%（平成16年度）				
遅延損害金規定の有無	無				
遅延損害金の利率	-				
保証人の要否	否				
物的担保の要否	否				
担保価値の把握方法	-				
償還方法（ex1年据置半年賦償還）	割賦均等割				
償還猶予規定の有無	無				
償還免除規定の有無	無				
期限の利益喪失規定の有無	無				
本貸付金の貸付実績及び回収状況等	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額（円）	0	0	0	0	0
申請件数（件）	0	0	0	0	0
貸付実績	貸付金額（円）	0	0	0	0
	貸付件数（件）	0	0	0	0
回収すべき金額（当年度分）A	4,386,900	3,078,200	2,422,100	2,317,000	2,262,700
回収済み金額（当年度分）B	4,386,900	3,078,200	2,422,100	2,317,000	2,262,700
回収すべき金額（過年度分）C	0	0	0	0	0
回収済み金額（過年度分）D	0	0	0	0	0
回収率（B+D）／（A+C）	100	100	100	100	100
総貸付残高（円）	14,100,000	11,050,000	8,650,000	6,350,000	4,100,000
総貸付件数（件）	7	6	5	4	3
不納欠損額（円）	0	0	0	0	0
不納欠損件数（件）	0	0	0	0	0
債権放棄（円）	0	0	0	0	0
債権放棄（件）	0	0	0	0	0
免除額（円）	0	0	0	0	0
免除件数（件）	0	0	0	0	0

(2) 本貸付金の概要

沖縄県労働者住宅建設資金貸付金（以下「本貸付金」という。）は、労働者に対し住宅の新築等に必要な資金を貸し付けることにより労働者の住宅の取得を容易にし、もって労働者の福祉の増進に資することを目的とした貸付金である。沖縄県が本土復帰した昭和 47 年度に貸付事業を開始し、平成 16 年度に貸付事業を終了している。県が沖縄県労働金庫（以下「労働金庫」という。）に対して貸付を行い、労働金庫が労働者に対して貸付を行う。

すでに貸付事業を終了しており、またこれまで労働金庫から償還期限に償還がされなかったことがないため、現在は労働金庫からの元利償還金受入れのみを行っている。平成 28 年度末の貸付残高は 410 万円（3 件）である。

(3) 根拠規定

本貸付金は昭和 47 年度から開始した貸付金であり、根拠規定は昭和 48 年 7 月 26 日に制定された沖縄県労働者住宅建設資金貸付規則（以下「本規則」という。）である。

(4) 目的

本貸付金は、労働者に対し、住宅の新築等に必要な資金を貸し付けることにより労働者の住宅の取得を容易にし、もって労働者の福祉の増進に資することを目的としている（本規則第 1 条）。

(5) 貸付対象

貸付対象者は本規則第 1 条において労働者（沖縄県労働金庫の個人会員及び会員を構成する者（法人又は団体を除く。））と定められている。

ここでその会員であることが貸付の条件とされている労働金庫とは、労働金庫法に基づいて全国に設立されている非営利の協同組織であり、営利を目的としてその事業を行ってはならない、その行う事業によってその会員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の会員の利益のみを目的としてその事業を行ってはならない、その事業の運営については、政治的に中立でなければならない等と定められている（労働金庫法第 5 条）。

(6) 財源

本貸付金については、県及び沖縄県労働金庫の資金を財源としている。具体的には、貸付事業が開始した昭和 47 年度から昭和 62 年度までは 100% 県の資金から貸し付けていたが、昭和 63 年度からは労働金庫との協調を開始し、県と労働金庫が 1 : 1 の割合で資金を拠出している。

(7) 貸付の方法

県が資金を労働金庫に貸し付け、労働金庫が同額以上の自己資金を加えて、借入申込者に対して貸付けを行う。

(8) 貸付業務の流れ

貸付業務の流れについては、県が毎年度予算の範囲内で県資金を労働金庫に貸し付け、労働金庫は、資金の借入申込を受けたときは、前項の貸付金に同額以上の自己資金を加えて、当該

借入申込者に対し貸付けを行っている（本規則第2条）。

(9) 債権管理方法

労働金庫は、毎月労働者住宅建設資金貸付状況報告書を提出しなければならない（本規則第7条）。この報告書は、貸付先（会員名、氏名）、貸出金額、貸付年月日、償還期限年月日、建物の表示と、今期実績として実行件数及び貸出額が一覧となっているシンプルなものであるが、これまで労働金庫からの償還が期限までになされなかったことが一度もないことからすると、十分な内容と思われる。

なお、県は、必要があると認めたときは、労働金庫及び借受人について調査し、又は報告を求めることができる（本規則第9条）。

(10) 当該貸付が単年度貸付であるか否か 否

(11) 過去の内部監査等の指摘事項の有無及びその内容 無

(12) 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数 1名

平成16年度をもって貸付事業を終了しているため、新たな予算計上や貸付はない。商工労働部労働政策課の職員1名が、労働金庫からの元利償還金受入業務に従事している。

(13) 広報の有無及び内容 無

(14) 債権管理業務に関する個別研修の有無 無

2 本貸付金の内容

(1) 貸付の条件

労働者であって、①自ら居住するための住宅を新築、増築、改築又は購入しようとする者、②住宅事情の困窮度合いが高い者（老朽、立退要求、過密居住、世帯分離、非住家のいずれかに該当するもの。）、③他に資金の調達が困難でこの資金の借入れが必要と認められる者である（本規則第3条）

(2) 利息の有無及び内容

利息については、沖縄振興開発金融公庫が定める個人住宅資金の貸付金の利率を勘案して知事が別に定める利率とすると定められている（本規則第5条）。

本貸付金について、貸付事業を開始した当初から現在までの、貸付期間、年利率、限度額等を見ると次のとおりである。貸付期間は延長され、年利率は引き下げられ、限度額は引き上げられ、貸付対象者は広げられており、本貸付金の利用促進のために条件を緩和してきたことがわかる。

なお、下記年利率は、県が労働金庫に貸し付ける際の利率であり、労働金庫が労働者に対して貸し付ける際の利率は、平成16年度の場合2.10%であった。

貸付年度	貸付期間	年利率	限度額	備考
昭和47年度	10年	5.00%	50万円	公庫借入者のみ対象

昭和 48 年度～	10 年	5.00%	100 万円	公庫借入者以外も対象に
昭和 63 年度～	15 年	5.00%	300 万円	労金との協調融資になる
平成 7 年度	15 年	3.80%	300 万円	H7.4.1 以降の貸付から適用
平成 7 年度～	15 年	3.20%	300 万円	H7.6.1 以降の貸付から適用
平成 12 年度～	15 年	2.50%	300 万円	H12.4.1 以降の貸付から適用
平成 13 年度～	15 年	2.10%	300 万円	H13.4.1 以降の貸付から適用
平成 14 年度～	15 年	2.10%	300 万円	H14.4.1 以降の貸付から適用
平成 16 年度	15 年	2.10%	300 万円	H16.4.1 以降の貸付から適用

(3) 遅延損害金規定の有無及び内容 無

(4) 保証人の要否 否

(5) 物的担保の要否及び担保価値の把握方法 否

(6) 償還方法

割賦均等割の方法で償還されている。貸付の最終年度である平成 16 年度に県と労働金庫との間で締結された契約書を見ると、労働金庫に対する貸付金 935 万円のうち、初年度に 95 万円を、次年度以降に 60 万円を返済し、貸付から 15 年度で完済することとなっている。

(7) 償還猶予規定の有無及び内容 無

(8) 償還免除規定の有無及び内容 無

(9) 期限の利益喪失規定の有無及び内容 無

3 本貸付の貸付実績及び回収状況等

(1) 一覧表

本貸付金の貸付実績及び回収状況等		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額 (円)		0	0	0	0	0
申請件数 (件)		0	0	0	0	0
貸付実績	貸付金額 (円)	0	0	0	0	0
	貸付件数 (件)	0	0	0	0	0
回収すべき金額 (当年度分) A		4,386,900	3,078,200	2,422,100	2,317,000	2,262,700
回収済み金額 (当年度分) B		4,386,900	3,078,200	2,422,100	2,317,000	2,262,700
回収すべき金額 (過年度分) C		0	0	0	0	0
回収済み金額 (過年度分) D		0	0	0	0	0
回収率 (B+D) / (A+C)		100	100	100	100	100
総貸付残高 (円)		14,100,000	11,050,000	8,650,000	6,350,000	4,100,000
総貸付件数 (件)		7	6	5	4	3
不納欠損額 (円)		0	0	0	0	0
不納欠損件数 (件)		0	0	0	0	0
債権放棄 (円)		0	0	0	0	0
債権放棄 (件)		0	0	0	0	0
免除額 (円)		0	0	0	0	0
免除件数 (件)		0	0	0	0	0

(2) 予算額

平成 16 年度をもって貸付事業を終了しているため、予算計上はされていない。

(3) 貸付実績

平成 16 年度をもって貸付事業を終了しており、新たな貸付は行っていない。

(4) 回収すべき金額及び回収率（当年度分）

平成 24 年度から平成 28 年度の回収すべき金額（当年度分）については全て償還期限通りに償還がされており、回収率は 100%である。

(5) 回収すべき金額及び回収率（過年度分）

これまで労働金庫からの償還は償還期限通りに行われており、過年度分の回収すべき債権は存在しない。なお、労働者から労働金庫に対する支払いが滞ることはあるが、その場合は労働金庫が契約している保証機関から支払いを受けることにより、県に対する償還は期限通りに行うことができるとのことである。

(6) 総貸付残高及び総貸付件数

県と労働金庫との間の契約で定めた償還期限通りに償還が進んでおり、平成 28 年度末における総貸付残高は 410 万円（3 件）のみであり、平成 31 年度に償還が終了する見込みである。

(7) 不納欠損額及び件数 無

(8) 債権放棄額及び件数 無

(9) 免除額及び件数 無

4 指摘、意見及びコメント

(1) 指摘 無

(2) 意見 無

(3) コメント

本貸付金については、沖縄県の本土復帰から、市中金融機関の貸付利率が高金利の時代にあっ
ては需要があったものと思われるが、基準割引率及び基準貸付利率（日本銀行が民間金融機関に
資金を貸し出すときの基準金利）を見てみると、1980 年（昭和 55 年）は約 9%であったが、1996
年（平成 8 年）には 1%を割り込み、その後 1%未満の状態が続いている。現在まで続く低金利
の時代にあっては、貸出利率が 2.0%で限度額が 300 万円という本貸付金の魅力は薄れており、
本貸付金は役割を終えて平成 16 年度をもって貸出事業を終了したと言える。

これまで労働金庫から償還期限通りに償還がなされており、平成 28 年度末の総貸付残高は 410
万円（3 件）と僅少のため、残債権の償還を受けることで、全ての業務が終了するものと思われ
る。

以上